令和7年10月<u>31</u>日 静岡県危機報道官 電話054-221-2316

(件名)

台風第15号による被害状況について【第<u>33</u>報】 (10月31日14時00分現在)

下線部:前報からの追加・変更箇所

※今後は、毎週金曜日に報道提供します。

1 概 況

静岡県では、台風第15号の影響で線状降水帯による非常に激しい雨が降り続き、また竜巻等の突風により、県内各所で人的・物的被害が発生した。

2 気象情報

台風第15号に係る気象警報等は全て解除

3 人的・物的被害の状況(被害原因(竜巻・大雨等)の内訳は不明)

3 人的 初的极音切状术(极音原丛													
	波害	害(単位:人)				物的被害(単位:棟数)							
	死	者	行					住	家			非住	家**1
市町		うち 災害 _{関連死}	方 不 明	重傷	軽傷	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	小計	公共 建物	その他
伊東市					1		2	14			16		8
静岡市							6	12	8	30	56		
焼津市					2		4	207	2	10	223		
藤枝市							12	5	7	34	58		
島田市								6	1	34	41		
牧之原市				9	64	73	<u>268</u>	<u>997</u>		6	<u>1, 344</u>		31
吉田町	1 ** 2			4	7	3	23	<u>385</u>		3	414		41
浜松市**3					1								
磐田市										1	1		
掛川市							2	26		14	42		
袋井市										6	6		3
御前崎市							1	18		1	20	3	34
菊川市								<u>75</u>	4	<u>52</u>	<u>131</u>		
計	1			<u>13</u>	75	76	<u>318</u>	1,745	<u>22</u>	<u>191</u>	2, 352	3	117

※1 物的被害の非住家は、半壊以上の被害である。

※2 吉田町の死者の詳細

市町	被害種別	年代・性別	内 容
吉田町	死 者	50代・男性	竜巻による車両横転

※3 浜松市で行方不明者が1名いたが、9月6日に身元が特定され、現在、 災害との因果関係について調査中。

4 避難情報等の発表状況(最大時)

9月5日からの台風第15号等で発令された避難情報はすべて解除

5 避難所の開設状況

地域局	市町	箇所数 (最大)	主な場所	避難世帯数 (最大)	避難者数 (最大)
	下田市	0 (8)	基幹集落センター等	0	0
	東伊豆町	0 (13)	東町公民館等	0	0
賀茂	河津町	0 (24)	保健福祉センター等	0	0
貝及	南伊豆町	0 (1)	南伊豆町役場	0 (2)	0 (2)
	松崎町	0 (1)	環境改善センター	0	0
	西伊豆町	0 (4)	住民防災センター等	0	0
	沼津市	0 (12)	愛鷹地区センター等	0 (2)	$0 \\ (3)$
	熱海市	0 (7)	熱海中学校等	0 (4)	0 (5)
	三島市	0 (14)	北上小学校等	0	0
東部	伊東市	0 (5)	宇佐美コミュニティセンター等	0 (9)	0 (11)
(東部) 	伊豆市	0 (10)	小土肥生活改善センター等	0 (1)	0 (3)
	伊豆の国市	0 (3)	長岡中央公民館等	0 (2)	0 (6)
	函南町	0 (3)	農村環境改善センター等	0	0
	清水町	0 (2)	清水町交流センター等	0	0
	静岡市	0 (53)	葵小学校等	0	0
计立四	焼津市	0 (4)	和田地域交流センター等	0 (4)	$0 \\ (4)$
中部	牧之原市	1 (8)	静波コミュニティ防災センター	0 (17)	0 (45)
,	吉田町	0 (3)	片岡会館等	0 (6)	0 (17)
邢 如	浜松市	0 (18)	庄内協働センター等	0	0
西部	湖西市	0 (42)	西部地域センター等	0 (2)	0 (2)
計 (最大)	1 市町 (20市町)	1 (235)		0 (49)	0 (98)

【参考資料】

〇配備体制

(1)県

所属	現在の体制 (ピーク時の体制)	地域局	現在の体制 (ピーク時の体制)
	災害対策本部	賀茂地域局	廃止 (情報収集体制)
*		東部地域局	廃止 (情報収集体制)
本庁		中部地域局	災害対策方面本部
		西部地域局	廃止 (情報収集体制)

(2) 市町

牧之原市、吉田町が災害対策本部を設置中

〇災害救助法

適用市町	法適用日	備考
静岡市、伊東市、島田市、焼津市、 掛川市、藤枝市、御前崎市、 菊川市、牧之原市、吉田町	9月5日	災害救助法施行令 第1条第1項第4号適用

その他の情報は、第29報のとおり